

教科用図書展示会について

1 展示会場等について

平成25年度	川崎区・中原区・高津区・多摩区	計4会場
平成26年度	宮前区・麻生区各1会場を追加	計6会場
平成27年度	川崎区1会場を追加	計7会場
平成28年度	幸区1会場を追加	計8会場
平成29年度	前年度と同様に8会場で開催予定	計8会場

○平成28年度と平成29年度の会場と開催日数（平成29年度は予定）

区	会場名	開催日数	
		平成28年度	平成29年度
川崎区	※東門前小学校	14日間	14日間
	教育文化会館	6日間	6日間
幸区	幸市民館	4日間	6日間
中原区	※教育会館	14日間	14日間
高津区	※総合教育センター	20日間	20日間
宮前区	宮前市民館	5日間	6日間
多摩区	多摩市民館	6日間	4日間
麻生区	麻生市民館	5日間	6日間
計		74日間	76日間

2 関係法令等【参考】

※ 教科書の発行に関する臨時措置法

〔教科書展示会〕

第五条 都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。

2 教科書展示会に関しては、文部科学省令をもつてその基準を定める。

※ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則

〔教科書展示会の開催時期〕

第五条 教科書展示会は、六月一日から七月三十一日までの間にこれを行うものとし、毎年その開始の時期及び期間を指示する。

2 前項の指示は、告示をもつてこれを行う。

※ 文部科学書告示第三十六号（平成29年3月6日）

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第五条第一項の規定に基づき、平成二十九年度における教科書展示会の開始の時期及び期間を次のとおり指示するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

一 教科書展示会の開始の時期 平成二十九年六月十六日

二 教科書展示会の期間 十四日間